

徳島県胃がん検診における胃内視鏡検診実施機関の登録に関する要領

1 目 的

徳島県胃がん検診実施要領に定められた胃内視鏡検診実施機関の登録等に関し、必要な事項を規定することを目的とする。

2 胃がん検診における胃内視鏡検診実施機関の登録及び基準等

(1) 実施機関の登録

ア 次年度以降、胃がん検診の実施を希望する医療機関等は、胃がん検診における胃内視鏡検診実施機関登録申請書（様式A-1、A-2、A-3以下「申請書」という。）を、毎年度2月末日までに、徳島県胃内視鏡検診運営委員会（以下「運営委員会」という。）に提出するものとする。

なお、二重読影を徳島県読影委員会へ依頼する場合は、クラウドシステムを介して徳島県読影委員会へ提出すること。ただし、クラウドシステム未導入の場合は、内視鏡の画像を保存し、追跡記録のある郵送方法等にて徳島県読影委員会へ提出すること。提出方法等については、様式A-2に記載するものとする。

イ 運営委員会は、胃内視鏡検診医師、胃内視鏡検診の機器等を確認して、検診実施機関の登録を行うものとする。なお、検診実施機関内で二重読影を実施する場合は、読影医師も併せて登録を行う。

(2) 胃内視鏡検診医師について

ア 日本消化器がん検診学会認定医・総合認定医、日本消化器内視鏡学会専門医、日本消化器病学会専門医のいずれかの資格を有する医師であるとともに、診療、検診にかかわらず概ね年間100件以上の胃内視鏡検査を実施している医師

イ 診療、検診にかかわらず、概ね年間300件以上の胃内視鏡検査を実施している医師

以上の条件のいずれかを満たす医師であること。

(3) 胃内視鏡検診の実施機関内での二重読影を行う読影医師

実施機関内で二重読影を行う場合は、読影医師として、日本消化器がん検診学会認定医・総合認定医、日本消化器内視鏡学会専門医のいずれかの資格を有する医師とし、検査医の読影の後、二重読影を行うものとする。

(4) 実施機関の基準

胃内視鏡検診の実施機関は、当該検診を実施するに適格な機器（原則として「対策型検診のための胃内視鏡検診マニュアル」（以下「胃内視鏡検診マニュアル」という。）の定める仕様基準を満たしているものとし、少なくとも適切な画質基準を満

たしていること)を備えるものとし、以下の条件を全て満たすものとする。

ア 内視鏡の機器について

経口内視鏡、経鼻内視鏡のどちらかで構わないが、少なくとも画像をデジタル化できる機器とする。

イ 内視鏡器具の洗浄・消毒について

手洗いは認めず、自動洗浄消毒機を使用すること。なお、強酸性電解水やオゾン水などの機能水を使用する機器に関しては、消毒効果の評価が十分でないことから、高水準消毒液を使用する機器とする。

なお、内視鏡の洗浄・消毒は、「胃内視鏡検診マニュアル」や「日本消化器内視鏡技師会安全管理委員会ガイドライン（第2版）」により行うものとする。

ウ 偶発症対策について

偶発症が起こった場合は、「胃内視鏡検診マニュアル」に基づき、適切に対応できる偶発症対策を講じることとし、自施設内で対応できない偶発症が起こった場合は、速やかに対応可能な他の医療機関に搬送するものとする。

なお、当該年度において、何らかの対応が必要である偶発症が起こった場合は、処置の必要があった鼻出血などの軽微なものから入院措置が必要なものまで、胃がん検診における偶発症報告届（様式D）により、市町村を通じて、運営委員会へ次年度の5月末までにまとめて報告するものとする。

ただし、緊急を要する場合は、随時報告するものとする。

(5) 運営委員会主催の研修会の受講

胃内視鏡検診医師、読影医師およびメディカルスタッフ（看護師・臨床検査技師など）については、運営委員会が主催する検査方法などのがん検診に関する研修会を受講すること。

なお、胃内視鏡検診医師については、胃内視鏡検診を開始するまでに、研修会を修了するものとし、以後は2年に1回受講すること。

また、読影医師については、2年に1回受講すること。

3 検診実施機関の通知

運営委員会は、2月末日現在で登録した検診実施機関（以下「登録機関」という。）に登録機関となった旨の通知をするとともに、登録機関の一覧表を作成し、市町村に送付するものとする。

4 登録事項の変更等

登録機関は、検診医師等登録事項に異動を生じたときは、「胃がん検診における胃内視鏡検診実施機関登録変更申請書」（様式B）を速やかに運営委員会に提出するものと

する。

5 登録の廃止

登録機関は、検診医師が確保できなくなったとき又は胃がん検診を辞めようとするときは、「胃がん検診における胃内視鏡検診実施機関登録廃止届出書」（様式C）（以下「廃止届出書」という。）を速やかに運営委員会に提出するものとし、運営委員会は、廃止届出書を受理後、速やかに登録を取り消した旨の通知を行うとともに、登録機関の一覧を修正し、市町村に送付するものとする。

ただし、廃止届出書が提出されない場合も、胃内視鏡検診実施機関としての条件を欠くことが判明した場合は、登録を廃止することがある。

附 則

この要領は、平成29年1月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年1月25日から施行する。

なお、令和3年度に胃内視鏡検診を実施する医療機関等の登録に当たっては、令和2年度中に登録された胃内視鏡検診実施機関が次年度以降も胃内視鏡検診の実施を希望する場合に限り、申請書の提出を不要とする。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

なお、胃内視鏡検診医師の年間実施件数に係る要件については、令和3年度に「胃がん検診における胃内視鏡検診実施機関登録変更申請書」（様式B）の提出がなされる場合に限り、当該要件の充足を不要とする。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。